

平成 30 年度第2回小金井市空家等対策庁内検討委員会の主な意見と対応

(平成 30 年 10 月 9 日開催)

委員からのご意見		頁	対応
1	・計画の位置づけについて、都市計画マスタープランと整合、と書いてあるが、現行計画には、「空家」という言葉が入っていない。	p1	○空家単体ではなく、まちづくりや地域別の住環境づくりの考え方と整合を図る意味で、関連計画の中に入れている。
2	・基本方針 1～4 は、4 章以降のタイトルと一致しているが、基本方針 5 だけ 8 章のタイトルと一致していないのは、何か意図があるのか。	p28	○タイトルと一致していることがわかるよう、括弧書きで「基本方針」という言葉を追加した。なお、8 章については、計画に定める事項として「相談への対応」だけでなく「実施体制」も規定されているため、実施体制も加えたタイトルとしている。
3	・あき地条例の 1㎡あたり 100 円という金額は、今後見直そうという考えもあり、金額を明確にしないでいいのではないか。	p32	○計画期間を 10 年（5 年をめぐりに見直し）としているため、金額は削除する。
4	・所有者不明空家については前回の協議会でも意見が出ていたが、専門部会で特定空家について扱っていくので、部会で判断していくやり方もあるのではないか。財産管理制度だけだと後で大変ではないか。	p33	○所有者不明空家に対して、まずは行政情報等を活用して、所有者や管理者等を特定するよう努める。それでも見つからない場合の選択肢の一つとして、財産管理制度を記載する。
5	・除却事業に対する国の補助制度は、雑草やごみの除却費も補助対象に含むのか。もし含むとしたら、所管課はどこになるか。 ・15 ページに雑草やごみの量の現況が書いてあり、それを除却する場合の経費はどこで持つのかを市民は気にするのではないか。それならば、次の対策も考えておかないといけない。	p38	○国の補助制度は、制度要綱によると建築物以外（庭の立木や家財等）は対象に含まないと考えられる。 【小規模住宅地区等改良事業制度要綱 第 12】 2 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。 一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費用